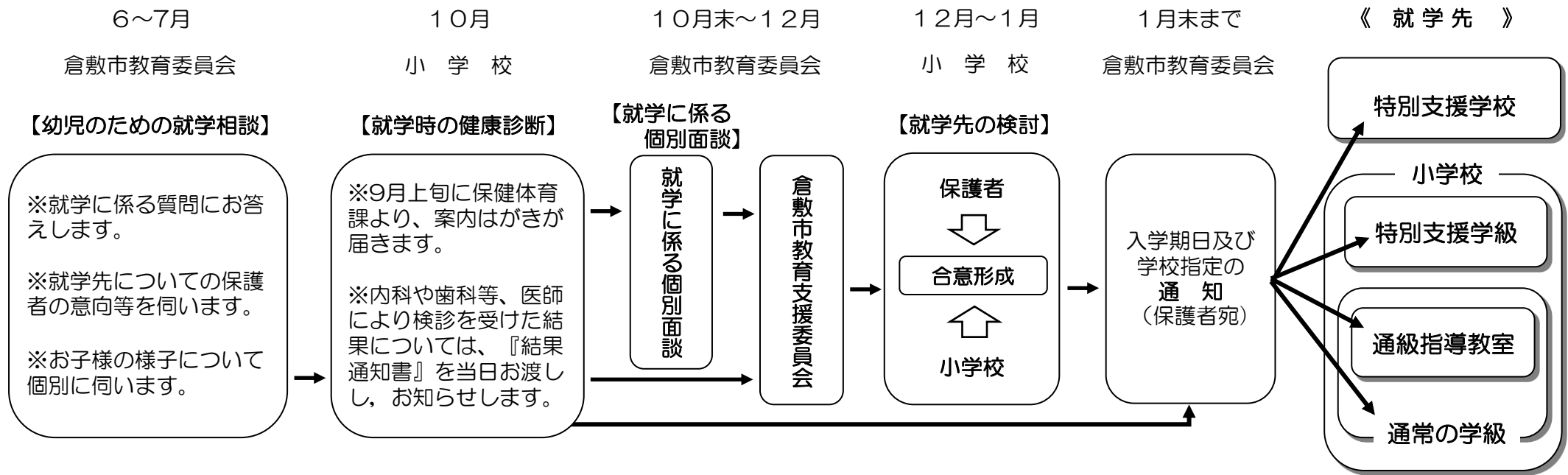


お子様の就学先を決めるまで



【幼児のための就学相談】
 ※就学後の特別な支援を望まれる場合や、学校生活において特別な支援を要することが予想される場合は、就学時の健康診断の後に小学校より、『教育支援対象者』として教育委員会に報告することを求められることがあります。その際、『幼児のための就学相談』に親子で参加された方については、『就学に係る個別面談』に参加することが免除されます。なお、教育支援の参考となる資料等の提出が必要になりますので、お知りおきください。

※就学相談に参加された全員の方が、『教育支援対象者』の該当者になるわけではありません。

【就学時の健康診断】
 ※次のような場合は、後日、学校から保護者に連絡し、必要に応じて、教育委員会が実施する『就学に係る個別面談』への参加をお勧めします。

- ・言語（発音・吃音）、知的発達、情緒、視覚、聴覚、肢体等で、より詳しくお子様の様子を見させていただきたい場合。
- ・学校生活において、特別な支援を要することが予想される場合。

【就学に係る個別面談】

- ・就学先についての保護者の意向等を伺います。
- ・お子様の様子について、個別に伺います。
- ・就学に係る質問にお答えします。

【倉敷市教育支援委員会】

- ・医師、児童福祉施設職員、教育機関職員等の専門的な見識を有する委員20～25名で構成されます。
- ・お子様の状態を基に、専門的な見地から、最も適切と思われる就学先や必要な支援を判断します。
- ・判断結果は、小学校を通じて保護者に個別にお知らせします。

【就学先の検討】
 『教育支援対象者』の方は、お子様の就学先や、通級による指導等、お子様に必要な教育的支援について、小学校と相談してください。その際、教育支援委員会の判断結果を、専門家による一つの指針として参考にしてください。

就学先が県立特別支援学校の場合、入学期日及び学校指定の通知は岡山県教育委員会から発送されます。発送は、おおむね2月上旬になります。

年度内に転居の予定がある等、就学時の健康診断を受けられた学校以外へ入学する予定がある場合は、健康診断を受けた小学校へその旨を御連絡ください。